

下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針

平成 22 年 8 月 25 日(水)教育委員会議決

下関市教育委員会は、人間形成の基礎を培う極めて重要な幼児期における教育環境をよりよいものとするために、幼稚園における人間関係の固定化を回避するとともに、幼児一人一人の発達を理解し、望ましい方向へ導く教職員が組織的な教育活動を行うことができる環境づくり（幼児集団と教職員集団の適正規模の確保）が必要であると考え、以下のとおり基本方針を定める。

1. 市立幼稚園の適正規模について

1 学級当たりの適正規模について、3 歳児は原則 20 人以下とし、4・5 歳児については 35 人以下とする。また、各学年の適正規模については、学級編制替えが可能となる各年齢 2 学級が確保可能となる規模とする。

2. 市立幼稚園の適正規模を確保するための方策について

(1) 適正規模の確保に向けた具体的な方策について

異年齢混合 1 クラス（4 歳児、5 歳児の合計人数が 30 人以下）の市立幼稚園については、当該地区の幼児数、教職員の人員配置、施設の状況等を勘案し、適正規模の確保に向け、近隣の市立幼稚園との統合、あるいは近隣の市立保育園との一体化（幼保一体化）のための取組を行う。

また、3 歳児保育（単独幼稚園の場合は預かり保育を含む）については、諸条件を総合的に勘案し、当面一部の園に限定して実施する。

(2) 園児募集方針について

園児の募集を行った結果、年度開始の 4 月 1 日現在において、新入予定園児数が 10 名未満となり、かつ全園児数が 15 名以下となる幼稚園については、原則として当該年度の次年度以降に係る新入园児の募集を中止する。

3. 市立幼稚園の適正配置に関すること

(1) 市立幼稚園の地域バランスについて

市立幼稚園の統合・新入园児の募集停止を行う際には、市民に対して幼稚園教育を受ける機会を保障するため、地域バランスに配慮する。

(2) 私立幼稚園や保育所との位置関係について

適正規模を確保するために市立幼稚園の統合・幼保一体化を行う際には、私立幼稚園や保育所との位置関係についても十分に考慮する。

4. 方針の具体化に向けた取組について

本基本方針を具体化するにあたっては、「下関市立幼稚園適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を尊重しつつ、保護者・地域住民等の意見を十分に聴取し、幼児教育の観点からそれぞれの地域事情に最も適した取組を行う。